

## 『男女共同参画』PR用パネルを展示しました!



6月は男女雇用機会均等月間と男女共同参画週間の月でした。この期間中には、全国各地で男女共同参画社会の形成の促進を図る各種イベントが開催されました。

町では6月11(金)から18日(金)まで、男女共同参画について考える機会にいただけるよう庁舎1階のロビーに男女共同参画から考える表現ガイドと制定から10年経過した『埼玉県男女共同参画推進条例』のPR用のパネルや『寄居町男女共同参画推進プラン2010』を展示し、来庁された皆さんにご覧になっていただきました。

今後も男女共同参画講演会等を開催するなど、PRを続けていきます。

## 『男女共同参画社会基本法』の理念 ご存知ですか?

平成15年度の男女共同参画に関する町民意識調査では、『男女共同参画社会基本法』について知っている人が34.3%でしたが、平成20年度には48.2%に増えています。しかし、まだ半数近い人が知らないという結果でした。そこで今年度を初年度とする『寄居町男女共同参画推進プラン2010』では、『男女共同参画社会基本法』について、町民の皆さんの認知度を5年後に70%にするという目標値を定めました。



## 『男女共同参画社会基本法』の理念を紹介します。

この法律では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定めています。

- 1 男女の人権の尊重**  
男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を發揮できる機会を確保していきましょう。
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮**  
固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行について考えていきましょう。
- 3 政策等の立案および決定への共同参画**  
男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立**  
男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。
- 5 国際的強調**  
他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。  
(内閣府男女共同参画局資料より)  
男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」。この実現のためには一人ひとりの理解と行動が必要です。男女がともに参画するまちづくりにもこれからもご協力をお願いします。

問い合わせ/人権推進課 (☎581・2121内線411) へ。



君の声を聴かせて。

犯罪や非行を防止し、  
立ち直りを支える地域のチカラ

社会を明るくする運動

www.kouseihogo-net.jp

主催/法務省

# 7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同したさまざまな団体の参加・協力のもとにすべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年や少女たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で60回目を迎えます。

本年から運動の名称に副題として「～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を添え、「立ち直りを支える取組についての理解促進」を重点事項として加えることにより、より分かりやすく効果的な推進を目指しています。

期間中、町では深谷地区保護司会寄居支部や寄居地区更生保護女性会を中心に関係団体との合同パレードをはじめ、街頭広報活動などを行います。

県内の犯罪発生件数は減少傾向にあります。自転車盗や車上狙い、住宅侵入盗(空き巣や忍びこみ)、また振り込め詐欺などは身近な場所でも発生しています。

こうした犯罪や非行の背景には、急速な社会の変化の中で、住民同士または家族間の「対話」や「ふれあい」が少なくなるなど、人間関係の希薄化が徐々に進み地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力が低下してきたことが考えられます。

地域の連帯や家族の絆の大切さを再認識し、安全で安心して暮らせる明るい社会を築いていくことは、犯罪をなくし、罪を犯した人たちの立ち直りを助け、次世代を担う青少年を非行から守ることにつながります。皆さんで対話とふれあいの輪を広げましょう。

問い合わせ/健康福祉課 (☎581・2121内線122) へ

**ご協力ください 愛の募金**

寄居地区更生保護女性会(峯岸佳子会長)では、毎年7月「社会を明るくする運動強調月間」の活動の一環として「愛の募金」を行っています。

この募金は、埼玉県内においては、昭和35年から『埼玉県寄居附募集に関する条例』に基づき実施されています。

寄居町内においては、更生保護女性会が発会した平成12年度から取り組んでおり、平成21年度には52万円余のご協力をいただきました。

この募金は、一部を県内、町内の福祉施設に、また、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、絵本代として寄居町内9カ所の保育所等へ寄附させていただきました。

更生保護女性会は、心ならずも罪を犯した人や、非行少年に暖かい手を差し伸べ、立ち直りを支援し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうと活動しているボランティア団体です。

皆さんの温かいご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ/峯岸佳子さん (☎581・1377) へ